

平成19年 5月29日

株 主 各 位

名古屋市中区金山五丁目 3 番17号

大宝運輸株式会社

代表取締役社長 小笠原 和 俊

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年6月12日午後5時30分迄に到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年 6月13日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区金山一丁目 5 番 1 号
名古屋市民会館 3 階会議室
3. 会議の目的事項
報告事項 第56期（平成18年3月21日から平成19年3月20日まで）
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件
第4号議案 会計監査人1名選任の件

以 上

（お願い） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、本株主総会招集通知に記載しております事業報告、計算書類、及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taiho-gh.com>）に掲載させていただきます。

第56期事業報告

(平成18年3月21日から
平成19年3月20日まで)

・ 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業の設備投資や輸出の好調に支えられ、また雇用環境の改善による個人消費の伸びなどに支えられ、緩やかながらも景気は回復基調をたどりました。しかし運輸業界におきましては、燃料費の高騰や、激しい事業者間競争による運賃単価の低迷に加え、環境規制適合車両の代替費負担等厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は従来以上の物流サービスの品質向上による顧客確保に注力するとともに、新規業務対応として組み合わせ、積み合わせ配送等を実施することで業務の効率化を図りましたが、主要顧客の入替などもあり、当期業績は営業収益10,504百万円（前期比 1.0%）経常利益は330百万円（前期比 19.4%）当期純利益は124百万円（前期比 35.5%）となりました。

部門別の営業収益状況は、次のとおりであります。

期 別 部 門	第 55 期 (平成17年3月21日から 平成18年3月20日まで)	第 56 期 (平成18年3月21日から 平成19年3月20日まで)
貨物運送事業	7,712,637 千円	7,955,004 千円
倉庫事業	2,704,051	2,382,732
その他事業	190,242	167,105
計	10,606,931	10,504,843

2. 会社が対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、一部の巨大産業や巨大企業は増益を維持拡大していますが、運輸業界の経済的規制の緩和と社会的規制の強化と、原油高騰を背景に軽油価格が高止まりしている現状は、今後も相当な期間、継続することや環境問題への対応や安全管理に関するコスト増に加えて、好況企業の雇用増と少子化の影響を受け、物流の総合サービスを担う労働集約産業にとって厳しい条件である人員不足の問題を抱えております。

種々の募集手段を使用することと既存の社員の育成にさらに力を注ぎ、また地域からの信頼を大切にすることで採用の促進を図り、組織力を基礎とした計数管理を強化し、より顧客から信頼いただける物流企業としての体質の強化に努め、業績の向上に臨んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資及び資金調達の状況

当期に実施しました設備投資総額は5億3千1百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

業務用貨物自動車	92台	4億7千8百万円
----------	-----	----------

なお、上記の所要資金は長期借入金及び自己資金でまかないました。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 53 期 (平成15年度)	第 54 期 (平成16年度)	第 55 期 (平成17年度)	第56期(当期) (平成18年度)
営 業 収 益(千円)	9,500,140	10,215,978	10,606,931	10,504,843
経 常 利 益(千円)	448,020	548,184	409,869	330,266
当 期 純 利 益(千円)	202,063	266,230	193,003	124,486
1株当たり当期純利益(円)	23.19	30.63	22.26	16.50
総 資 産(千円)	10,216,760	10,262,137	9,994,253	9,888,865
純 資 産(千円)	6,729,645	6,906,909	7,049,027	7,034,709

5. 子会社の状況

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
大 宝 興 業 株 式 有 限 公 司	千円 17,000	% 100.0	不 動 産 管 理

6. 主要な事業内容

- (1) 一般貨物自動車運送事業
- (2) 貨物運送取扱事業
- (3) 倉庫業
- (4) 自動車整備事業
- (5) 新、中古車両の売買並びに新、中古車両部品の売買
- (6) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (7) 各種車両のリース業
- (8) 各種事務機器及び部品の販売
- (9) 産業廃棄物の運搬及び処理
- (10) 不動産の貸付及び管理並びにビル清掃業
- (11) 一般労働者派遣事業
- (12) 特定労働者派遣事業
- (13) 輸送用圧縮天然ガスの貯蔵及び販売
- (14) 前記各号に関連附帯する一切の事業

7. 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	名古屋市中区金山五丁目3番17号
黒 川 支 店	名古屋市中区天道町3丁目5番地
金 山 支 店	名古屋市中区金山五丁目3番17号
西 春 支 店	愛知県北名古屋市沖村権現35番地の1
港 支 店	名古屋市中区正保町八丁目60番地の2
犬 山 支 店	愛知県犬山市字上榎島23番地の2
中 川 支 店	名古屋市中川区好本町3丁目22番地
大 高 支 店	名古屋市中区鳴海町字下汐田20番地の1
岡 崎 支 店	愛知県岡崎市宇頭町字南家下1番地1
春 日 井 支 店	愛知県春日井市上条町8丁目2670番地
三 好 支 店	愛知県西加茂郡三好町大字三好字池守田62 1
四 日 市 支 店	三重県四日市市河原田町字溝東1077 10

8. 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 減 少	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
一 般 職 員	103 <small>名</small>	15 <small>名</small>	44.5 <small>歳</small>	13.5 <small>年</small>
乗 務 職 員	371	2	41.9	10.2
計または平均	474	17	42.5	10.9

(注) 従業員の状況には嘱託社員、パートナー社員829名は含まれておりません。

9. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
商 工 組 合 中 央 金 庫	750,681 <small>千円</small>
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	296,700

・ 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------------|-------------|
| 1. 発 式 数 | |
| 発行可能株式総数 | 22,000,000株 |
| 発行済株式の総数 | 7,560,000株 |
| 2. 株 主 数 | 794名 |
| 3. 大 株 主 (上位10名) | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
小 笠 原 和 俊	1,699 ^{千株}	22.5 [%]
岩 瀬 合 名 会 社	704	9.3
ソシエテジェネラルエヌアール エイエヌオーディティティ	394	5.2
小 笠 原 俊 明	350	4.6
商 工 組 合 中 央 金 庫	297	3.9
小 笠 原 道 弘	225	3.0
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	204	2.7
小 笠 原 正 俊	161	2.1
大 宝 運 輸 社 員 持 株 会	144	1.9
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	144	1.9

(注) 出資比率は、自己株式(17,917株)を控除して計算しております。

． 会社役員に関する事項
 1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	小笠原 和 俊	
代表取締役専務	伊 藤 忠 勝	
専務取締役	小笠原 忍	営 業 推 進 本 部 長
常務取締役	鈴 木 た か 子	人 事 広 報 担 当
取 締 役	木 戸 泰 幸	営 業 開 発 部 長
監査役（常勤）	水 野 俊 士	
監 査 役	高 野 光 正	大日産業株式会社代表取締役社長
監 査 役	野 村 俊 夫	野 村 会 計 事 務 所 所 長
監 査 役	真 弓 雅 彦	真弓技術士事務所所長

- (注) 1. 監査役全員は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 就任
 平成18年6月15日開催の第55期定時株主総会において、真弓雅彦氏は監査役に新たに選任され就任いたしました。
- (2) 退任
 平成18年6月15日開催の第55期定時株主総会において、取締役横山耕一氏は任期満了により退任いたしました。
- (3) 地位の変更
 平成18年6月21日付にて、小笠原忍氏は取締役から専務取締役に、鈴木たか子氏は、取締役から常務取締役に就任いたしました。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	名 5	千円 106,380	名 4	千円 5,300	名 9	千円 111,680
当事業年度に係る役員賞与	5	20,550	4	700	9	21,250
計		126,930		6,000		132,930

- (注) 1. 平成3年6月10日第40期定時株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額150百万円以内であります。
2. 昭和62年5月23日第31期定時株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額10百万円以内であります。
3. 上記ほか、平成18年6月15日開催の第55期定時株主総会決議に基づき慰労金、甲慰金を下記のとおり支給しております。
- 慰労金 退任取締役 1名 13,273千円
- 甲慰金 故監査役 1名 1,690千円
4. 上記のうち社外役員（社外監査役）に対する報酬等の総額は4名6,000千円であります。

3. 社外役員に関する事項 社外役員の子な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	水 野 俊 士	当期開催の12回の取締役会の内11回に出席し、また当期開催の監査役会5回に全て出席するほか、常勤監査役として毎週3日間監査を実施し、主として経理の経験者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	高 野 光 正	当期開催の監査役会5回に全て出席し、主として企業経営者としての見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	野 村 俊 夫	当期開催の監査役会5回に全て出席し、主として税理士としての専門の見地から監査・発言を行っております。
監 査 役	真 弓 雅 彦	当期開催の監査役会5回の内4回に出席し、経営全般について監査・発言を行っております。

． 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

一時会計監査人 みすず監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました中央青山監査法人は、平成18年5月10日付で金融庁より同年7月1日から8月31日までの2ヶ月間の業務の一部停止処分を受け、同年7月1日をもって会計監査人の資格を喪失し、退任いたしました。

このため、当社は、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、監査役会において、公認会計士横田敏彦氏（就任日：同年7月1日）及びみすず監査法人（就任日：同年9月1日）をそれぞれ一時会計監査人に選任いたしました。

なお、公認会計士横田敏彦氏は平成19年3月20日付で一時会計監査人を辞任しております。

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	みすず監査法人	横田公認会計士事務所
報酬等の額	8,100千円	600千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,050千円	600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できない為、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である四半期財務情報に関する合意された手続業務を委託し、その対価を支払っております。
3. みすず監査法人の上記の金額には、中央青山監査法人が業務停止期間中に行った業務の対価が含まれております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合には、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針であります。また、会計監査人の職務執行状況などを勘案し、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象があったと判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の議案とする方針であります。

4. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成18年5月10日付で発表した懲戒処分の概要は、次のとおりであります。

(1) 処分対象

中央青山監査法人

(所在地：東京都千代田区霞ヶ関3-2-5 霞ヶ関ビル)

(2) 処分内容

業務の一部停止2ヶ月(平成18年7月1日から平成18年8月31日まで)

〔停止する業務〕

証券取引法及び会社法(旧株式会社)の監査等に関する商法の特例に関する法律)監査(法令に基づき、会社法(旧株式会社)の監査等に関する商法の特例に関する法律)に準じて実施される監査を含む。)ただし、一定の監査業務を除外するものとする。

(3) 処分内容

カネボウ株式会社の平成11年3月期、平成12年3月期、平成13年3月期、平成14年3月期及び平成15年3月期の各有価証券報告書の財務書類にそれぞれの虚偽の記載があったにもかかわらず、同監査法人の関与社員は故意に虚偽のないものとして証明した。

5. 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

(1) 辞任した会計監査人の氏名

氏名 公認会計士 横田 敏彦

(2) 理由

みずぎ監査法人が当社の監査に精通していることや金融庁の行政処分を受けての法人改革も順調に進んでいると見られることにより、当社の監査体制としてみずぎ監査法人単独でも十分であると思料されとの理由で一時会計監査人の辞任の申し出があり、平成19年3月20日付にて当社はこれを受理することといたしました。

- ・ 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容
当社は、平成18年5月23日開催の取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」について決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、業務の適法性、財務諸表の信頼性、コンプライアンスの確保等を達成するため、法令及び定款を遵守すると共に、「経営理念」のもとに「取締役会規則」、「職務権限規程」等の諸規則・規程に従い、自ら率先垂範し行動する。
 - (2) 取締役が法令定款違反事項を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令、証券取引所規則並びに「内部情報管理規程」、「文書管理規程」に基づき適切に保存管理を行なうと共に、定められた保存期間については閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務執行に係る以下の2つのリスクを認識し、把握、管理を行うこととする。
なお不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、対策本部が統括して対応に当たり、損害を防止する体制を整える。
 - (1) 経営トップから現場の乗務職員まで一丸となって安全性の向上を図り、社内全体に安全意識を浸透させる「運輸安全マネジメント」に基づき作成した「安全活動規程」において輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって貨物輸送と当社の全ての業務に関する安全性の向上を図る。
 - (2) 売上債権の健全性維持を目的として、与信管理規程の厳格運用と共に、営業部門、支店及び本社管理部門が相互協力し債権管理を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための基礎として、取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また取締役、部長及び支店長の参加する経営会議を月1回開催し業務執行に関する協議を行う。
 - (2) 会社の年度事業計画については、経営方針、経営戦略に基づき、毎年取締役会において明確に定めることとし、取締役はその方針に基づき業務を執行する。
 - (3) 取締役は、業務の執行について、「組織規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」等を通じ業務の効率的執行を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令及び定款遵守につき、社内での勉強会等啓蒙活動を行ない、周知徹底を図る。
 - (2) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (3) 監査役、内部監査室等の内部統制機関及び総務部は、相互に連携の上、コンプライアンスに関する問題の把握に努めるものとする。

6. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規程により、子会社についての重要事項については、当社に承認、または報告を求める扱いとする等、子会社の管理を厳格に行う。
 - (2) 取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、直ちに当社の監査役及び取締役会に報告する。
 - (3) 監査役及び内部監査室は、必要に応じて子会社のモニタリングを実施する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の要請があった場合には、取締役会は、監査役会の意向を踏まえた上、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」と言う）の人選、配属等について全面的に協力する。
8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1) 監査役補助者は、取締役から独立した従業員として、監査役会及び監査役の指揮命令下で、その職務を遂行する。
(2) 監査役補助者の評価は、監査役会が行なう。
(3) 監査役補助者の任命及び異動は、監査役会の同意を必要とする。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を及ぼす事項及び法令・定款違反に関する事項を監査役に報告する。
(2) 取締役及び使用人は、重要な会議、行事、会計監査人の往査などの予定日を監査役会に報告する。
10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席すると共に、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求める事ができる。

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成19年3月20日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,941,336	流動負債	1,682,812
現金及び預金	1,354,461	支払手形	10,653
受取手形	102,501	営業未払金	526,663
営業未収金	1,327,526	一年以内返済予定の長期借入金	284,952
貯蔵品	10,365	未払金	2,594
前払費用	2,164	未払費用	465,192
繰延税金資産	120,216	未払法人税等	84,474
短期貸付金	300	未払消費税等	32,334
立替金	13,760	前受り金	4,886
仮払金	10,473	預り金	32,127
貸倒引当金	433	賞与引当金	217,683
固定資産	6,947,528	役員賞与引当金	21,250
有形固定資産	6,356,089	固定負債	1,171,343
建物	1,847,504	長期借入金	762,429
構築物	40,598	繰延税金負債	35,513
機械及び装置	82,289	退職給付引当金	229,779
車両運搬具	584,384	役員退職慰労引当金	106,289
工具、器具及び備品	26,459	その他の固定負債	37,331
土地	3,774,853	負債合計	2,854,156
無形固定資産	33,777	純資産の部	
借地権	8,446	株主資本	6,950,659
ソフトウェア	17,151	資本金	1,140,000
電話加入権	7,898	資本剰余金	1,120,000
施設利用権	281	資本準備金	1,120,000
投資その他の資産	557,661	利益剰余金	4,697,295
投資有価証券	267,634	利益準備金	198,487
関係会社株	17,000	その他利益剰余金	4,498,808
出資金	25,416	役員退職積立金	6,000
長期前払費用	8,535	土地圧縮積立金	177,998
会員権	1,950	特別償却準備金	292
差入保証金	91,537	別途積立金	4,180,000
長期性預金	100,000	繰越利益剰余金	134,516
保険積立金	43,587	自己株式	6,636
その他の投資	2,000	評価・換算差額等	84,049
資産合計	9,888,865	その他有価証券評価差額金	84,049
		純資産合計	7,034,709
		負債・純資産合計	9,888,865

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成18年3月21日から
平成19年3月20日まで)

(単位 千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		10,504,843
営 業 原 価		9,753,936
営 業 総 利 益		750,906
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		426,213
営 業 利 益		324,692
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	9,418	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	17,116	26,534
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20,920	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	39	20,959
経 常 利 益		330,266
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,979	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	139	5,118
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,465	
過 年 度 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	49,145	
減 損 損 失	2,137	
投 資 有 価 証 券 等 評 価 損	1,200	58,947
税 引 前 当 期 純 利 益		276,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	157,000	
法 人 税 等 調 整 額	5,050	151,949
当 期 純 利 益		124,486

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成18年3月21日から
平成19年3月20日まで)

(単位 千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					利益剰余金計
		資本準備金	利益準備金	役員退職積立金	土地圧縮積立金	特別償却準備金	利益剰余金	別途繰越利益剰余金	
平成18年3月20日残高	1,140,000	1,120,000	198,487	6,000	177,998	1,119	4,080,000	209,645	4,673,251
当期変動額									
利益処分による剰余金の配当								37,723	37,723
剰余金の配当								37,718	37,718
利益処分による役員賞与								25,000	25,000
利益処分による特別償却準備金の取崩						533		533	
特別償却準備金の取崩						292		292	
利益処分による別途積立金の積立							100,000	100,000	
当期純利益								124,486	124,486
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計						826	100,000	75,128	24,044
平成19年3月20日残高	1,140,000	1,120,000	198,487	6,000	177,998	292	4,180,000	134,516	4,697,295

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成18年3月20日残高	5,239	6,928,011	121,015	7,049,027
当期変動額				
利益処分による剰余金の配当		37,723		37,723
剰余金の配当		37,718		37,718
利益処分による役員賞与		25,000		25,000
利益処分による特別償却準備金の取崩				
特別償却準備金の取崩				
利益処分による別途積立金の積立				
当期純利益		124,486		124,486
自己株式の取得	1,396	1,396		1,396
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			36,965	36,965
当期変動額合計	1,396	22,647	36,965	14,317
平成19年3月20日残高	6,636	6,950,659	84,049	7,034,709

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法

その他有価証券.....時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品.....移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産.....定率法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法。

(2) 無形固定資産.....定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

(3) 長期前払費用.....定額法

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

（会計方針の変更）

当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、21,250千円減少しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、過年度相当額245,726千円については、平成18年3月期より5年間で均等額を繰入計上することとしております。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. ヘッジ会計の方法

変動金利の借入金の借入時において、金利変動リスクをヘッジするために、金利スワップを利用しております。

なお、この金利スワップについては、特例処理を採用しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜処理によっております。

[会計方針の変更]

(固定資産の減損に係る会計基準)

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は7,034,709千円であります。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,963,225千円
2. 担保提供資産 (担保に提供している資産)	
建 物	501,518千円
土 地	1,140,526千円
計	1,642,045千円
(上記に対応する債務)	
一年以内返済予定の長期借入金	284,952千円
長期借入金	762,429千円
計	1,047,381千円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高	
営業取引以外の取引高	3,400千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	7,560,000			7,560,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	15,217	2,700		17,917

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

 単元未満株式の買取りによる増加 2,700株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成18年6月15日 定時株主総会	普通株式	37,723	5	平成18年3月20日	平成18年6月16日
平成18年11月13日 取締役会	普通株式	37,718	5	平成18年9月20日	平成18年11月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総 額 (千円)	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成19年6月13日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰 余 金	37,710	5	平成19年3月20日	平成19年6月14日

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金損金算入限度超過額	88,379千円
未払費用否認額	22,670千円
未払事業税否認額	8,321千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	93,290千円
その他	64,284千円
繰延税金資産小計	276,945千円
評価性引当額	13,804千円
繰延税金資産合計	263,141千円
繰延税金負債	
土地圧縮積立金	121,662千円
その他	56,776千円
繰延税金負債合計	178,438千円
繰延税金資産の純額	84,703千円

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産の他、計算端末機器、業務用貨物自動車の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

該当事項はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	932円73銭
1株当たり当期純利益	16円50銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成19年 5月18日

大宝運輸株式会社
取締役会御中

み す ず 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 稲 越 千 束 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 鬼 頭 潤 子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大宝運輸株式会社の平成18年3月21日から平成19年3月20日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記3(3)に記載されているとおり、会社は当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」を適用して、計算書類及びその附属明細書を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年3月21日から平成19年3月20日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査役報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

一時会計監査人 みずず監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年5月22日

大宝運輸株式会社 監査役会

常勤社外監査役	水	野	俊	士	ⓐ
社外監査役	高	野	光	正	ⓐ
社外監査役	野	村	俊	夫	ⓐ
社外監査役	真	弓	雅	彦	ⓐ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する継続的な安定配当の実施を基本としつつ、企業体質の強化と今後の事業発展に備えるための内部留保の充実、更には配当性向、純資産などを総合的に勘案し、配当政策を決定していくことを方針としています。なお当期末に配当につきましては、1株当たり5円の配当を実施させていただきます。これにより、年間配当金は、先に実施しました中間配当金5円と合わせて1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株当たり5円 総額 37,710,415円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年6月14日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 30,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 30,000,000円

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役水野俊士および高野光正の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	水野俊士 (昭和13年10月27日生)	昭和36年3月 三幸毛糸紡績(株)入社 平成10年10月 同社経理部長定年退社 平成12年6月 当社常勤監査役(現任)	株
2	高野光正 (昭和14年1月8日生)	昭和40年4月 大日産業(株)入社 昭和58年6月 大日産業(株)代表取締役社長 (現任) 平成12年6月 当社監査役(現任)	2,400株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 水野俊士氏は社外監査役候補者であります。
 3. 水野俊士氏を社外監査役候補者とした理由は、経理の経験者としての知識を当社の監査体制に活かしていただくために選任をお願いするものです。
 4. 水野俊士氏の監査役としての在任年数は7年であります。
 5. 高野光正氏は社外監査役候補者であります。
 6. 高野光正氏を社外監査役候補者とした理由は、企業経営者としての経験を当社の監査体制に活かしていただくために選任をお願いするものです。
 7. 高野光正氏の監査役としての在任年数は4年であります。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役5名及び監査役4名に対し、過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、役員賞与総額21,250,000円（取締役分20,550,000円、社外監査役分700,000円）を支給することといたしたいと存じます。

第4号議案 会計監査人1名選任の件

1. 会計監査人選任の理由

当社の会計監査人でありましたみずさ監査法人（旧名称：中央青山監査法人）は、金融庁より業務停止処分を受けましたことから、平成18年7月1日をもって、当社の会計監査人としての資格を一旦喪失しております。当社は平成18年7月1日の監査役会におきまして、公認会計士横田敏彦氏を当社の一时会計監査人として選任しております。（なお公認会計士横田敏彦氏は平成19年3月20日付けで一时会計監査人を退任しております。）

さらに、平成18年8月29日の監査役会におきまして、みずさ監査法人を当社の一时会計監査人として追加選任致し現在に至っておりますが、会社法第329条第1項の規定に基づき、会計監査人の選任を求めるものであります。本議案の提出にあたっては監査役会の同意を得ております。なおみずさ監査法人については、監査体制が整備され、また監査業務の継続性などを考慮した結果によるものであります。

なお、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者であるみずさ監査法人の概要及び沿革は下記の通りであります。

2. 会計監査人候補者の名称等

名称 : みずさ監査法人

事務所所在地 : 東京都新宿区津久戸町1番2号みずさセンタービル

3. 会計監査人候補者あずさ監査法人の概要及び沿革

名称：あずさ監査法人

事務所：主たる事務所

東京都新宿区津久戸町1番2号 あずさセンタービル
従たる事務所

札幌事務所 盛岡事務所 仙台事務所 山形事務所
金沢事務所 富山事務所 新潟事務所 長野事務所
高崎事務所 埼玉事務所 東関東事務所 横浜事務所
静岡事務所 名古屋事務所 三重事務所 岐阜事務所
京都事務所 奈良事務所 大阪事務所 和歌山事務所
神戸事務所 岡山事務所 広島事務所 松山事務所
下関事務所 高松事務所 福岡事務所 長崎事務所

沿革：昭和60年7月1日監査法人朝日親和会計社設立

平成5年10月1日井上斎藤英和監査法人（昭和53年4月5日設立）と合併し、名称を朝日監査法人とする。

平成16年1月1日あずさ監査法人（平成15年2月26日設立）と合併し、名称をあずさ監査法人とする。

構成人員： [非常勤者を含めた総人員数]

公認会計士	1,700名	[1,867名]	[代表社員232名、社員196名]
会計士補	752名	[786名]	
新試験合格者	374名	[485名]	
その他職員	877名	[930名]	
合計	3,703名	[4,068名]	

クライアント数：5,543社

監査証明業務 4,142社

その他の業務 1,401社

出資金： 3,300,000,000円

以上

